

三大疾病保険

（リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付）
（グループ保険にご加入の方が選択し、ご加入いただけます。）

特定疾病の時の保障

意向確認【ご加入前のご確認】三大疾病保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

～特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）に備えて～ 全国消防三大疾病保険(生命保険)の特長

1. 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
2. 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
3. 保険年齢70歳までの保障が準備できます。
4. 保険料は新半年払です。

※この制度には配当金および満期保険金はありません。

保障内容

【加入対象区分：本人・配偶者】 新規加入・増額はできません

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

100万円・300万円

- 死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

100万円・300万円

* 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
≪リビング・ニース特約≫余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
特定疾病保険金	●悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日以後に発生した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金		死亡されたとき	――
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	――

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。

※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。

なお、国際対がん連合(U I C C)のTNM分類が「T a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「T i s」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

保険金等のお支払いについて、本パンフレット13～14ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。

新半年払について
・2010年4月1日以降の新規ご加入または増額部分については「新半年払」が適用となり、脱退した場合には、脱退して最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの期間に相当する保険料を払戻します。
・2010年3月31日以前の新規ご加入または増額部分については「半年払」が適用となり、脱退した場合保険料の払戻しがありませんのでご注意ください。

保険料

＜保険期間1年・集団扱新半年払、保険金額100万円・300万円＞

※この制度の保険料は新半年払です。下表の(月払換算保険料)は、新半年払保険料を月払に置き換えた場合の保険料です。月払では加入できません。

加入年齢	100万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性
	新半年払保険料 ※(月払換算保険料)	新半年払保険料 ※(月払換算保険料)	新半年払保険料 ※(月払換算保険料)	新半年払保険料 ※(月払換算保険料)
16歳～20歳 (2004.12.2～2009.12.1)	880(約 147)円	730(約 122)円	2,640(約 440)円	2,190(約 365)円
21歳～25歳 (1999.12.2～2004.12.1)	1,190(約 198)	880(約 147)	3,570(約 595)	2,640(約 440)
26歳～30歳 (1994.12.2～1999.12.1)	1,220(約 203)	1,130(約 188)	3,660(約 610)	3,390(約 565)
31歳～35歳 (1989.12.2～1994.12.1)	1,510(約 252)	1,620(約 270)	4,530(約 755)	4,860(約 810)
36歳～40歳 (1984.12.2～1989.12.1)	2,050(約 342)	2,390(約 398)	6,150(約 1,025)	7,170(約 1,195)
41歳～45歳 (1979.12.2～1984.12.1)	2,860(約 477)	3,500(約 583)	8,580(約 1,430)	10,500(約 1,750)
46歳～50歳 (1974.12.2～1979.12.1)	4,780(約 797)	4,420(約 737)	14,340(約 2,390)	13,260(約 2,210)
51歳～55歳 (1969.12.2～1974.12.1)	7,950(約 1,325)	5,790(約 965)	23,850(約 3,975)	17,370(約 2,895)
56歳～60歳 (1964.12.2～1969.12.1)	12,470(約 2,078)	7,140(約 1,190)	37,410(約 6,235)	21,420(約 3,570)
61歳～65歳 (1959.12.2～1964.12.1)	19,450(約 3,242)	10,140(約 1,690)	58,350(約 9,725)	30,420(約 5,070)
66歳～70歳 (1954.12.2～1959.12.1)	28,800(約 4,800)	13,400(約 2,233)	86,400(約 14,400)	40,200(約 6,700)

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2025年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで

・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

三大疾病保険のお取扱い

継続加入資格

新規加入・増額はできません

本人はグループ保険に加入することが条件です。
配偶者は、本人が三大疾病保険に加入していれば、三大疾病保険のみで加入できます。70歳6か月まで継続可能。
※配偶者の加入は18歳からです。配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。
本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

保険期間

1年間（2025年6月1日～2026年5月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、次の半年単位の契約応当日までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料

6月と12月に控除します。(初回は6月から・登録口座より振替えます。)

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出下さい。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。申込書はグループ保険と併用です。

自動更新の取扱い

保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。
※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

その他

保険料のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
*この保険には満期保険金はありません。 *この保険には自動振替貸付制度はありません。
*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。
保険金などの受取人によるご契約の存続について
・債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
・債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金などの受取人はご契約を存続させることができます。
①ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
②ご契約者でないこと
・保険金などの受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
①ご契約者の同意を得ること
②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

この制度は、一般財団法人全国消防協会が生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付）
（グループ保険にご加入の方が選択し、ご加入いただけます。）

引受会社 明治安田生命保険相互会社 公法人業務部 特定公法人業務推進室 特定公法人業務推進第1 G
〒100-0005 住所 東京都千代田区丸の内2-1-1 TEL 03-3283-3355

MY-A-●●-特疾-●●●●●●

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P13～14